

住宅の応急修理・賃貸型応急住宅 9月3日（金）申込受付開始

令和3年8月11日からの大雨によってお住まいに被害を受けられた方々に対して、災害救助法に基づき、住宅の応急修理及び賃貸型応急住宅の提供を実施します。

概要

（１）住宅の応急修理

準半壊以上の住宅被害を受けた方に対して、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理する制度です。

- ・対象者：準半壊、半壊、中規模半壊、大規模半壊の住宅被害の方
ただし、全壊の場合であっても、応急修理を実施することで、居住が可能となる場合は対象となります。
- ・限度額：準半壊で30万円、半壊以上で59万5千円

（２）賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

全壊（原則）の住宅被害を受け、居住する住宅がない方に対して民間賃貸住宅を県が借上げて提供する制度です。

- ・対象者：全壊（原則）の住宅被害の方
- ・供与期間：災害発生の日から最長2年間
- ・家賃：5.5～8万円（世帯人数により上限有り）

※原則、（１）と（２）の併用はできません。

申込受付

- （１）場所 武雄市役所 1階ホール
- （２）開始 9月3日から11月11日
- （２）時間 9:00から16:00（平日）

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市まちづくり部建築住宅課 TEL 0954-23-9221